

一般社団法人建築性能基準推進協会 建築住宅性能基準コンタクトポイント 宛

提案年月日	令和 年 月 日				
提案名	鉄骨造の特殊な接合（〇〇〇接合）について				
提案者氏名等	提案者氏名	フリガナ	ケンチク タロウ		
		氏名	建築 太郎		
	提案者連絡先	住所	〒XXX-XXXX x x x x x x x x x x x x x x		
		電話	XX-XXXX-XXXX	FAX	XX-XXXX-XXXX
		E-Mail	xxx@xx.xx.xx		
	提案者所属	名称	☆☆建設		
		住所	〒XXX-XXXX x x x x x x x x x x x x x x		
		電話	XX-XXXX-XXXX	FAX	XX-XXXX-XXXX
E-Mail		xyy@xx.xy.xx			
関連法規等	法律名称	建築基準法			
	関係条文・告示等	建築基準法施行令第 67 条			
提案内容					
<p>平成 14 年 12 月の建築基準法施行令改正により、国土交通大臣の構造方法等の認定を受ければ、溶接、高力ボルト等によらない特殊な接合を鉄骨造の建築物に使用できることとされた。その際の性能評価の具体的な方法は、各性能評価機関が定める業務方法書で定められると聞いているが、その際には、JIS x-xxxx に規定する繰り替えし載荷試験を行うこととされたい。</p>					
提案に係わる技術的根拠の主旨					
<p>現行の政令で規定されている、「溶接接合」及び「高力ボルト接合」について、JIS x-xxxx に規定する繰り返し載荷試験を行い、その測定値を比較した結果、ほぼ同等の性能を示していた（別添資料参照）。</p> <p>また、本試験方法は、様々な接合方法に応用可能であり、建築以外の分野においても使用されている信頼性の高い方法である。</p>					
その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社において、鉄骨造の特殊な接合方法「〇〇接合」を開発し、その実現可能性について、特定行政庁に相談したところ、建築基準法施行令第 67 条に抵触するため、国土交通大臣の構造方法等の認定が必要だと分かった。 ・ 構造方法等の認定を取得するために、性能評価機関に相談した際に接合に関する認定に係る性能評価を行う際の方法については、現在関係者で検討されていると聞いた。このため、弊社の「〇〇接合」の安全性を検証するために使用した試験方法を、性能評価の方法として位置付けることを提案するものである。 <p>（別添資料：JISx-xxxx に規定する繰り返し載荷試験報告書）</p>					